在留資格「介護」

背景

★質の高い介護に対する要請
高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

★介護分野における留学生の活躍支援
介護福祉士養成施設（＝大学，専門学校等）の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就くことができない。

入管法別表第1の2に以下を追加　**平成29年9月1日施行**

介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

・家族の帯同が可能。
・在留期間の更新可能（上限無し）。

受入れの仕組み

〈養成施設ルート〉

在留資格「留学」として入国

↓

介護福祉士養成施設
（2年以上）

↓

〈実務経験ルート〉
（令和2年4月1日施行）

在留資格「特定技能1号」等（※）として入国

↓

介護施設等で就労・研修（※）
（3年以上）

↓

介護福祉士資格取得（登録）

↓

介護福祉士として業務従事【在留資格「介護」】

在留資格「介護」の在留者数
19,612人（2026年6月末現在）

※　他の在留資格（EPA介護候補者等）で滞在中に介護福祉士試験に合格した場合も、在留資格「介護」に移行可能。